

誓 約 書

当法人の役員は、探偵業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から5号に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に、第15条（営業の停止等）の規定による処分に違反した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 心身の故障により探偵業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの（精神機能の障害により探偵業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者）

に該当しないことを誓約します。

大 分 県 公 安 委 員 会 殿

令和 年 月 日

法人所在地

法人名称

代表者の氏名